

施設利用契約書

一般社団法人鳥取県薬剤師会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間で、試験施設利用及び医薬品等の検査委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

（目的）

第1条 この契約は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」施行規則第12条（試験検査の実施方法）に基づき、甲の指定する厚生労働省に登録した試験検査機関（以下「試験検査機関」という。）を利用することに関して定めるものとする。

（対象）

第2条 この契約は、薬局・店舗販売業（一般販売業）・卸売販売業（卸売一般販売業）の開設者が薬局又は店舗ごとに、甲の正会員として入会した者を対象とする。

（契約料及び利用料）

第3条 乙は、甲が別に定める契約料を甲に支払うものとする。

第4条 乙は、医薬品等の検査を委託する場合は、試験検査機関の規定に基づき、別途委託料を試験検査機関に支払うものとする。また施設利用の場合、使用の都度試薬等の消耗品について実費を試験検査機関に支払うものとする。

（利用）

第5条 乙が、試験検査機関を利用（医薬品等の検査委託を含む）したいときは、甲を通じて、予め施設利用・試験検査申込書（別添）を試験検査機関に提出するものとする。

第6条 乙は、試験検査機関と相談の上、その利用あるいは検査委託の日時を決定する。

（期間）

第7条 この契約の期間は3年とする。ただし、甲、乙いずれからでも契約の中断について意思表示のない場合は、契約は自動的に更に継続するものとする。

第8条 この契約は、乙が第2条の会員を脱会又は除名された場合、年度途中でもその時点で失効する。

第9条 この契約書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書二通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自一通を所持する。

令和 年 月 日

甲

住 所 鳥取市吉方温泉3丁目751
名 称 一般社団法人 鳥取県薬剤師会
代表者 会 長 原 利 一 郎

乙

住 所
氏 名 印

契約対象薬局（店舗）
所在地
名 称

施設利用契約書（記入例）

開設者名（法人は法人名）をご記入ください。

一般社団法人鳥取県薬剤師会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間で、試験施設利用及び医薬品等の検査委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

（目的）

第1条 この契約は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」施行規則第12条（試験検査の実施方法）に基づき、甲の指定する厚生労働省に登録した試験検査機関（以下「試験検査機関」という。）を利用することに関して定めるものとする。

（対象）

第2条 この契約は、薬局・店舗販売業（一般販売業）・卸売販売業（卸売一般販売業）の開設者が薬局又は店舗ごとに、甲の正会員として入会した者を対象とする。

（契約料及び利用料）

第3条 乙は、甲が別に定める契約料を甲に支払うものとする。

第4条 乙は、医薬品等の検査を委託する場合は、試験検査機関の規定に基づき、別途委託料を試験検査機関に支払うものとする。また施設利用の場合、使用の都度試薬等の消耗品について実費を試験検査機関に支払うものとする。

（利用）

第5条 乙が、試験検査機関を利用（医薬品等の検査委託を含む）したいときは、甲を通じて、予め施設利用・試験検査申込書（別添）を試験検査機関に提出するものとする。

第6条 乙は、試験検査機関と相談の上、その利用あるいは検査委託の日時を決定する。

（期間）

第7条 この契約の期間は3年とする。ただし、甲、乙いずれからも契約の中断について意思表示のない場合は、契約は自動的に更に継続するものとする。

第8条 この契約は、乙が第2条の会員を脱会又は除名された場合、年度途中でもその時点で失効する。

第9条 この契約書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書二通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自一通を所持する。

日付は空欄にして下さい。

平成 年 月 日

甲

住 所 鳥取市吉方温泉3丁目751
名 称 一般社団法人 鳥取県薬剤師会
代表者 会 長 原 利一 郎

開設者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）をご記入の上、捺印をお願いします。

乙

住 所
氏 名

印

契約対象薬局（店舗）
所在地
名 称

契約対象となる薬局名（店舗名）の住所及び名称をご記入ください。

別紙

一般社団法人鳥取県薬剤師会との施設利用契約における契約料

契約料（随時検査を含まない）を次のとおりとする。

1. 契約料は年額 8,800 円とする。
2. 契約料は、年度初めに1ヶ年分を一括納入する。ただし年度途中で契約を解除しても契約料の返還はしないものとする。
3. この附則は、令和3年4月1日より実施する。